

3 【1で④と回答した方】屋外での喫煙にも配慮義務があります。屋外の喫煙場所は受動喫煙防止対策がとられているかを確認し、下記の項目に☑がつく状態にしてから報告をお願い致します。

屋外の喫煙場所は、人通りの少ない場所で、建物の出入口や窓から離れている。人通りを避けることができないなど、やむを得ず設置する場合は、受動喫煙が生じないよう通行する人がいるときは喫煙しないよう喫煙者へ周知するなど、周囲の方へ配慮をしている。

(灰皿設置の事業者のみ) 灰皿は、営業時間外は建物内に片づけている。

※上記の対策を取っている場合でも、市民より受動喫煙の情報や相談が寄せられた場合、移動又は撤去をお願いする場合があります。

4 【1で⑤と回答した方や、既に具体的な改善対策を講じた事業者】

「喫煙場所撤去・移動」や「屋内喫煙から屋外喫煙へ変更」など、改善対策を講じたことによるお客様からの御意見、禁煙化への経緯など、どのようなことでも構いませんので御意見等があれば記入願います。

報告書は以上です。御協力ありがとうございました。

【補足事項】

- 1 令和3年11月30(火)までの回答に御協力ください。
- 2 回答いただいた内容は、受動喫煙防止対策にのみ利用します。本調査の回答により、市が回答者に対して不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。
- 3 回答内容に確認事項があるときは、保健所担当職員から御連絡を差し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。御不明な点等は、健康増進課 019-603-8306 赤坂までお問合せください。
- 4 喫煙可能室設置施設の届出書等の様式は市ホームページからダウンロード可能です。

トップページ > オンラインサービス > 申請書 > 保健所 > 受動喫煙対策 > 喫煙可能室設置施設の届出書・変更届出書・廃止届出書

